

むつ市議会第214回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

平成24年12月10日（月曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）14番 浅 利 竹二郎 議員

（2）17番 村 中 徹 也 議員

（3）22番 鎌 田 ちよ子 議員

（4）3番 工 藤 孝 夫 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25人）

1番	上	路	徳	昭	2番	横	垣	成	年
3番	工	藤	孝	夫	4番	佐々	木		肇
5番	川	下	八十	美	6番	目	時	睦	男
8番	佐	賀	英	生	9番	東		健	而
10番	石	田	勝	弘	11番	菊	池	広	志
12番	斉	藤	孝	昭	13番	濱	田	栄	子
14番	浅	利	竹二	郎	15番	中	村	正	志
16番	半	田	義	秋	17番	村	中	徹	也
18番	大	瀧	次	男	19番	富	岡		修
20番	佐々	木	隆	徳	21番	富	岡	幸	夫
22番	鎌	田	ちよ	子	23番	菊	池	光	弘
24番	岡	崎	健	吾	25番	白	井	二	郎
26番	山	本	留	義					

欠席議員（1人）

7番 村 川 壽 司

説明のため出席した者

市 長	宮	下	順	一 郎	副 市 長	新	谷	加	水
教 育 長	遠	島		進	公 管 企 業 者	遠	藤	雪	夫
選 挙 管 理 委 員 会 長	畑	中	政	勝	農 委 員 会 長	立	花	順	一
総 務 政 策 部 長	伊	藤	道	郎	財 務 部 長	下	山	益	雄
民 生 部 長	奥	川	清	次 郎	保 健 福 祉 部 長	松	尾	秀	一
経 済 部 長	澤	谷	松	夫	建 設 部 長	鏡	谷		晃
川 内 庁 舎 長	布	施	恒	夫	大 所 畑 庁 舎 長	工	藤	治	彦
協 野 沢 庁 舎 所 長	猪	口	和	則	会 管 総 政 理 出 納 室 計 者 務 部 事 長	大	橋		誠
選 挙 管 理 委 員 会 長	氣	田	憲	彦	監 事 査 務 局 員 長	星		久	南

農委事務局長	山齊	山口	勝鐘	美司	教育部長	齋清	藤藤	秀巡	人
企業水道	花	山	俊	春	建設部	石	野		了
公局下部	古	川	俊	子	調整部	吉	田		正
總政政推市室	小	鳥	孝	之	財政推	坂	野	幸	三
保福政推	柳	谷	德	一	建設推	增	田	健	二
教委事政推	柳	谷	孝	志	教委事副川教	野	藤	賀	範
教委事政推	高	橋		聖	教委事副中公	村	田		尚
總政政推	氏	家		剛	總政政推	木	村	善	弘
總政企課	井	田	敦	子	總政防課	下	山	房	雄
財政課	佐	藤	節	雄	財管	松	宮	康	則
保福介課	山	崎	幸	悅	建設課	久	保	田	正
建土總	須	藤	勝	広	教委事總	畑	中	正	行
部課幹					教委事學教總				
育会局習長					保福介福主				
務部災課幹									

部課查
設木主任
建土主任

柳 谷 真 吾

育会局課查
員務主任
教委事總主任

畑 中 涉

務部課查
策務
總政總主任

栗 橋 恒 平

事務局職員出席者

事務局長
總括主任
主任主任

須 藤 徹 哉
濱 田 賢 一
石 田 隆 司

次 長
主任主任
主任

柳 田
小 林
村 口
睦 一
諭 子也

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は23人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（山本留義） 本日、諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（山本留義） 日程第1 一般質問を行います。

今日は、浅利竹二郎議員、村中徹也議員、鎌田ちよ子議員、工藤孝夫議員の一般質問を行います。

◎浅利竹二郎議員

○議長（山本留義） まず、浅利竹二郎議員の登壇を求めます。14番浅利竹二郎議員。

（14番 浅利竹二郎議員登壇）

○14番（浅利竹二郎） 皆様おはようございます。自由民主党、自民クラブの浅利竹二郎でございます。むつ市議会第214回定例会におきまして、市政壇上より一般質問を行いますので、市長初め理事者各位におかれては、明快、簡潔なるご答弁をお願いいたします。

質問に先立ちまして、今議会限りで退任されま

す代表監査委員、小川照久氏のむつ市政全般にわたる会計規律の維持、確立にご尽力されましたご功績に対し、深甚なる敬意と感謝を申し上げます。

さて日本国、世界政治の場においては存在感が薄くなり、経済力では中国に追い越され、日本の威信低下が久しい昨今であります。何かと軽視されがちな日本ではありますが、この原因とするところは、いずれもが日本政治の不安定、脆弱さがもたらすところに帰結するものであります。

政治に何を望むかというマスコミのアンケート調査に、安定した政権が1位を占めており、小泉政権以降、6年間で6人の総理が交代、いずれも短命政権で終わっている事態に国民の多くは不安を覚えているのであります。我々日本人でさえ総理大臣の名前を覚えるいとまがないほどでありますから、いわんや諸外国から見ると、日本の顔が見えないことになり、外国首脳との信頼関係構築にそごが出るのは当たり前であります。

このような状況の中、今回衆議院解散総選挙が行われることになりました。日本の将来を左右する政権政党の選択が国民の手に委ねられることとなりますが、今度こそ政治基盤の安定した長期政権の誕生を願うものであります。

選挙は、国民の権利であると同時に義務でもあります。国政に参画できる唯一の手段として有する投票権を放棄することなく、積極的に投票所に足を運んでもらいたいものであります。そのことを念じつつ、私は市議会議員に付与された権能に基づき、市民生活に関連した喫緊の課題2項目6点につき一般質問を行います。

質問の第1は、国道279号の障害予測システムに関連してであります。1点目、国道279号の障害システムとは何かについてであります。

今冬2月、下北半島の国道279号は、暴風雪により車両400台以上が立ち往生しましたが、このことを受け、県はこれから迎える冬に備え、交通

障害予測システムを新たに導入するという新聞報道がありました。下北半島の幹線道路であります国道279号の途絶は、とりもなおさず下北全体の孤立を意味するものであり、冬期間に限らず一朝有事の災害避難道路として地域に住まいする住民の命綱とも言えるものであります。人間は、他の動物と比し、予知能力が極端に未発達であります。現代社会の人間には、科学の力を持って事前に気象変動を予報する、予告してもらうことが必須条件となっていることから、このたびの障害予測システムなるものの導入には大いに関心があります。障害予測システムとは何か、具体的な期待効果も含めお伺いいたします。

2点目、むつ市の除雪体制との連携は図れるのかについてであります。今年2月の暴風雪は、下北半島全域に及んで各所で交通が途絶しました。このたび導入の障害予測システムは、国道279号沿線地域の降雪量、風向、風速、気温等を加味した吹雪量を割り出すことで現地の状況を把握し、的確、迅速に交通どめと非常時の体制をとっております。しかしながら、吹雪に地域特性はあるというものの、国道279号の沿線地域に限ったことではなく、市街地でも吹き荒れることは間々あり、市内交通の障害になることは体験済みであります。

そこで、今後の課題は、この障害予測システムをどう活用するかであります。国道279号は、通行どめを優先するとしても、通勤、通学、買い物等で混雑する市内生活道路はどうなるのか。よほどのことがない限り、通行どめは困難なわけで、現実問題として周知には時間を要します。このシステムからの情報を早期に市民にも提供し、極力車両の運行を控える、買い物等は早目に済ませる、児童・生徒の登下校は柔軟に対応すること等が必要になってきます。今冬2月の経験からすれば、市民への注意喚起、全く遅きに失したわけであり

ますが、このたび導入する障害予測システムで県とむつ市の除雪体制等の連携をどう図るのかお伺いいたします。

3点目、ドライバー等に対する情報提供の徹底を図れるのかについてであります。今年2月の暴風雪では、国道279号で多くの車両が立ち往生し、車両に閉じ込められたまま不安な夜を過ごしたそうであります。「進行方向の状況が全くわからないことが一番のいら立ちでした」と、現場に遭遇した人の話です。

新聞報道によりますと、県はドライバーへの情報提供として、コミュニティーエフエムを使った注意喚起云々を言っております。さて、むつ市のエフエムアジュールですが、夜間は音楽を流すのみで、災害発生時等緊急事態に対応できる体制にはなっていないようであります。身近な地域の情報をドライバー等に提供する手段としては、一抹の不安があり、災害時等にどう対処するのか、そのことをお伺いいたします。

質問の第2は、下北半島縦貫道路の整備状況についてであります。1点目、現在整備中の吹越バイパス及びむつ南バイパスの進捗状況はどうなっているのかについてであります。

11月13日、北有戸バイパスの供用によって、下北半島縦貫道路約60キロメートルのうち野辺地側19.5キロメートルが開通したことになります。いよいよここまで来たかという思いと、まだここまでかという思いが交差する複雑な気持ちですが、いずれにしましても一日も早い全区間の開通を願うものであります。

さて、現在北有戸バイパスの延長であります吹越バイパスとむつ側からのむつ南バイパス区間が工事着手中ということになっておりますが、現在までの進捗状況及び開通目標はどうなっているのかについてお伺いいたします。

2点目、吹越バイパス及びむつ南バイパスを除

く横浜町付近の未整備、未着工区間の今後の取り扱いはどうなるのかについてであります。下北半島縦貫道路の前後は工事進行中ではありますが、肝心の横浜町付近の区間はどうか。そのことに全く触れられていないことに疑問を感じます。肝心の区間が未整備、未着工では、画竜点睛を欠く思いであります。どのような取り扱いになっているのかお伺いいたします。

3点目、原発関連施設を抱える下北半島で、避難道路としての位置づけはどうなっているのかについてであります。県は11月3日、東日本大震災時の福島第一原子力発電所事故を教訓に、防災重点地域が30キロメートルに拡大したことを受け、地域住民の避難訓練を実施しました。避難先は青森市ということで、国道279号が主要避難経路になりました。

訓練そのものは、シナリオに沿って予定どおり限定した人員、車両が往来し、特に混乱もなかったことでありましょう。しかしながら、実際の事故の場合、下北半島の大半が防災重点地域に覆われることを考えれば、避難住民は国道279号に殺到するのであります。このことを考えれば、避難道路としての下北半島縦貫道路は重要な意味を持つものでなければなりません。しかしながら、現状は牛歩にも似た工事の進捗で、国策に協力してきた下北半島住民の意思がないがしろにされている危惧を抱くものであります。下北半島縦貫道路の位置づけはどうなっているのかお伺いいたします。

以上、2項目6点につき壇上よりの質問といたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 浅利議員の国道279号の障害予測システムに関連してのご質問にお答えいたします。

まずご質問の1点目、国道279号の障害予測システムとは何かについてであります。これは青森県が本年2月1日から2日にかけての暴風雪により国道279号が通行どめとなったことを踏まえ、市町や警察署等関係機関と協議を重ねた結果、早期の気象情報収集が不可欠と共通認識されたことから、日本気象協会に委託し導入したものであり、12月から3月まで、国道279号のむつ市大曲から野辺地町木明までを3区間に分け、それぞれの気象データを分析し、24時間先までの天候を予測して、1日2回メールで報告されるものであります。

このシステムでは、大雪、吹雪災害の注意、警戒レベルの基準値を設定し、注意レベルの基準を超えるると予測される場合は、メール送信を3時間に1回にふやすこととしており、その結果を受けて現地の道路パトロールを強化し、さらに警戒レベルの基準を超えることが予測される場合には、関係市町や警察署と協議し、警戒レベルに達すると予測される時間帯の1時間前までに交通規制の判断をすることとなっており、暴風雪が予想される場合は、早期に通行を規制して重点的に除雪し、立ち往生などを防ぐ効果が期待できるものと伺っております。

次に、ご質問の2点目、むつ市との除雪体制の連携は図れるのかと、3点目、ドライバー等に対する情報提供の徹底を図れるのかにつきましては、関連性がありますので、あわせてお答えいたします。

浅利議員ご指摘のとおり、本年2月の暴風雪により国道279号のみならず、下北半島全域はもとより、県内各地で多数の交通障害が発生しております。このことを踏まえ、青森県において本障害予測システムを導入したものであります。先般気象予測データが送信される青森県、青森県警及び関係3市町とともに情報伝達訓練を実施し、気象予測や現地からの情報をもとに、通行どめを判

断する手順を確認したところであります。

除雪体制の連携につきましても、今年度からむつ市と下北地域県民局との間で緊急時における除雪連携の覚書を取り交わしており、暴風雪等による交通障害が予測され、管轄の道路管理者が行う除雪作業が困難と見込まれる場合、協力して除雪作業を行うこととするなど連携を強化しております。

市といたしましても、このシステムからの情報をもとに、いち早く道路パトロールなどを実施し、除雪体制の強化に努めてまいりたいと考えており、市民やドライバーに対する情報提供につきましても、下北地域県民局と連携し、エフエムアジュールや防災・かまふせメールなどでの情報発信や、沿線にありますコンビニエンスストアや町内会との連携による情報把握や提供を行うこととなっております。

また、浅利議員ご指摘のエフエムアジュールからの情報体制につきましては、災害及び緊急時等の場合、優先して24時間対応していただくこととなっており、2月の豪雪時には翌朝までの間、情報が入り次第、その都度放送してもらいましたし、市におきましても、昨年のも東日本大震災の停電により本庁舎の通信機器が使用できなかったことを踏まえ、ダイレクトに放送ができる機器を昨年9月に設置し緊急時に備えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、下北半島縦貫道路の整備状況につきましては、担当部長から答弁いたします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 浅利議員の下北半島縦貫道路の整備状況についてのご質問にお答えいたします。

まず、進捗状況及び開通目標についてでございますが、議員ご承知のとおり、下北半島縦貫道路

はこれまでに野辺地バイパス、有戸バイパス及び有戸北バイパス合わせて19.5キロメートルが供用開始されているとともに、現在むつ南バイパス及び吹越バイパスの2工区15キロメートルにおいて整備が進められております。

事業主体であります青森県からの情報によりますと、むつ市田名部から奥内までのむつ南バイパス9.2キロメートルにつきましては、これまでに、仮称ではございますけれども、新田名部川橋の下部工が完了したほか、用地取得及び地盤改良工事を進めてまいりました。本年度は、引き続き用地買収の促進を図るとともに、現在終点側であります大曲の山の手側約1.2キロメートルの盛り土工事を進めているほか、主要地方道むつ尻屋崎線と交差するためのトンネル工事の発注を予定しているとのことでございます。

横浜町吹越から六ヶ所村尾駸間の吹越バイパス5.8キロメートルにつきましては、これまで測量設計、用地取得及び地盤改良工事を進めてまいりましたが、本年度も引き続きこれらを推進するとともに、JR大湊線と交差する跨線橋の整備へ向けて準備中とのことでございます。

2区間の開通目標につきましては、できるだけ早い完成を目指すとのことでございますが、現段階では示すことはかなわない状況にあると伺っております。

次に、未着工区間の今後の取り扱いについてでございますが、未着手となっておりますむつ市から横浜町間の約20キロメートルにつきましては、平成22年10月に下北半島縦貫道路概略計画P Iプロジェクトを立ち上げまして、アンケートや地域座談会の開催を通じ検討を重ねた結果、平成23年8月に自動車専用道路による全線バイパスにより整備することとして概略計画を決定したところでございます。青森県では、今後早期の事業着手へ向けて、国による積極的な関与について国に対し

粘り強く、より一層強く働きかけていくこととしております。

次に、防災上の下北半島縦貫道路の位置づけについてでございますが、万が一東通原子力発電所で事故が発生し住民避難となった場合には、国道279号の1路線だけでは避難住民が集中し、交通渋滞により避難に支障を来すことが懸念されることから、防災上避難道路としての下北半島縦貫道路は重要な路線であると認識しております。また、事業主体の県におきましても、下北半島縦貫道路は防災上重要視しておりまして、大規模災害が起きた際の避難や救助、物資の供給、施設の復旧などの応急対策を実施するための交通確保を目的といたします緊急輸送道路ネットワーク計画の中で、全線開通後には広域的な主要幹線道路である第1次緊急輸送道路として位置づけられることになっておりますことから、原子力災害時の避難道路としても大きな役割を担うものと考えられるところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） ありがとうございます。それでは、再質問に移らせていただきます。

まず、国道279号の障害予測システムに関連してでありますけれども、このシステムは野辺地町の本明、それからむつ市の大曲間45キロメートルということになっておりますが、ことしの2月の猛吹雪の実態を見ますと、早掛とか関根方面、ここで非常に渋滞して、そのまま朝まで閉じ込められた人が多くございますが、この早掛、関根方面の猛吹雪等について、このシステムの対象外のところの通行どめ等はどのような対処をするのでしょうか、お伺いします。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 浅利竹二郎議員の再質問にお答えいたします。

システムの対象区域外の通行どめはというような趣旨かと思っておりますので、お答えしたいと思います。

市長答弁にもありましており、青森県では県内各地で発生した交通障害のうち、最も被害の大きかったむつ市と野辺地町間での検証が必要であるということで導入したものであり、本システムの対象区域外への対応につきましては、このシステムによる気象予測を参考として、早期パトロールや、降雪状況によって除雪回数をふやすなどにより冬期交通確保に努めてまいると伺っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） 先ほどご答弁の中に、県と市は協力して除雪作業を行うというような文言がありましたけれども、この場合、除雪の協力をするのはいいのですけれども、どのような優先度で除雪するのでしょうか。

そしてまた、除雪の際に県が市の道路とか市道とか生活道路とか、こういうことにも協力してくれるのでしょうか、そこら辺をお伺いします。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 本年2月の暴風雪の際には、市道の除雪に向かう除雪車も交通渋滞に巻き込まれ、除雪作業に支障が生じたこともあり、このような事態を招かないためにも連携して早期の除雪作業を実施することで、結果的には市道の除雪作業の効率化が図られるものと考えておりますし、道路幅員が広いなどの条件が合えば、県に対し市道除雪を要請できることとしており、その場合の具体的な方法や優先順位につきましては、そのときの降雪状況により県と情報交換しながら決定していく予定でございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） ぜひ県と市の除雪体制協力

して、市民生活の安全確保に努めてもらいたいと思います。

それでもう一点、エフエムアジュールの件なのですけれども、要するにエフエムアジュールのよさというか期待するところは、本当の地域に密着した情報の提供ということだと思えるのですけれども、その周辺のきめ細かな情報をもらうためには、ある程度ネットワークを常に構築しておかないと、なかなか情報収集がままならないと思いますので、そこら辺のネットワークは構築されているのかということについてお尋ねいたします。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） エフエムアジュールの活用についてのご質問かと思いますが、エフエムアジュールでは本年2月にも市からの情報のほか、県、警察署、各自治体、ガソリンスタンドやコンビニエンスストアなどの独自取材で得た最新の情報を随時放送していただいております、きめ細かな情報提供やネットワークの構築はなされていたものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） それでは、次に2項目の下北半島縦貫道路の整備状況について再質問させていただきます。

まず、避難道路の所要時間というか、下北半島縦貫道路に避難道路として期待するところの、その所要時間の件なのですけれども、まず全線開通した場合と、それと今現在供用されている部分と、あとの未着工部分がまだこれからということになりますけれども、その所要時間の件で、全線開通と部分開通の部分がどれくらい違いがあるのかということについてお尋ねいたします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 全線開通と部分開通した場合の時間の差ということでございますけれ

ども、下北半島縦貫道路が全線開通した場合は、現在下北半島縦貫道路の延長、むつ市から七戸町までの約60キロメートルとなっております。現在供用中のバイパス区間の最高速度が先日開通いたしました有戸北バイパスの部分が時速70キロメートル、そして既存の部分につきましては時速60キロメートルとなっておりますことから、これらを推察いたしますと、全線開通の場合は七戸までのおおむね1時間から1時間弱程度の通行時間が見込まれるものと考えております。

現在の工事がなされております2つのバイパス部分が開通した場合との比較につきましては、現段階ではわかりかねますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） 避難道路という観点からすれば、やっぱり全線開通している場合と、今現在部分開通しても、なおかつどれくらいの時間を、所要時間を要するのだというような差をよく研究して、また下北半島縦貫道路と国道279号とのアクセスする道路の接続する部分とか、そこら辺を避難道路という観点から、よくこれからも研究してもらいたいということを要望しておきます。

次に、今国道338号の宇曾利バイパスも含め、いろんな事案のおくれといいますが、これは土地買収が難渋しているというのでおくらしているようなことをよく聞くのですけれども、今回の下北半島縦貫道路の場合の買収の担当者というのは、これは県が直接担当しているのでしょうか、それともどこかの機関に委託して買収をお願いしているというような状況になっているのでしょうか、そのことをちょっとお伺いします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 用地買収につきましては、県が直接行っているということを事業主体であります県のほうからは伺っております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） なかなかこういう土地買収で行政代執行等もままならないということは十分理解をしているのですけれども、やっぱり最終的に期限を設けて買収交渉に当たらないと、何となくずるずると先延ばしになっているような感じがしまして、担当者の熱意に期待したいというところであります。

それで、最後要望しておきます。下北半島縦貫道路に関して、私も住民も一般的に感じているところをお伝えしたいと思います。

先日行われました下北半島縦貫道路の早期完成を願うシンポジウムの資料にもありましたけれども、計画路線に指定されてから、はや18年たっているのだそうでありますけれども、その18年の間に整備率ははまだ30%台にとどまっているというような資料がありました。むつ下北の住民が一丸となって要望活動しておりますけれども、工事の進捗状況は芳しくないと感じているところあります。国策に協力している割には、国も県も下北に顔が向いていない、熱意が見られない、万々の自然災害や原発事故発生時等の対応を考えれば、早急に避難道路を整備してもらいたい。そのことを強く要望いたしまして、むつ市議会第214回定例会での一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本留義） これで、浅利竹二郎議員の質問を終わります。

午前10時45分まで暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎村中徹也議員

○議長（山本留義） 次は、村中徹也議員の登壇を求めます。17番村中徹也議員。

（17番 村中徹也議員登壇）

○17番（村中徹也） おはようございます。これより約1時間、私村中徹也の爽やかな一般質問で心満たされる至福のお時間を過ごしていただきたいと存じます。

さて、前回の一般質問で申し上げましたが、私村中徹也は、ことしの夏に政治をテーマとしたディスカッションに明け暮れました。このディスカッションは、日ごとにテーマが出され、210分、3時間30分で議論を闘わせます。ファーストステージのグループが6名から7名で、全体で約15チームあり、それぞれの勝者がセカンドステージへと進みます。

このディスカッションの目的は、1つに、与えられたテーマに対して、より深い理解を得て、理念と概念から導く行動学における現実現象を考察すること、もう一つに、自己主張に対して裏づけと論理性を求めるところにあります。例えば1つのテーマに対してある人が、「私はこう思う」と主張したとしましょう。すると反論者は、自分の主張を正当化しながら、相手に対して「あなたの主張の根拠は」と問います。その際に、自分が思うからとか、自分が体験したからという愚論、愚答では、ディスカッションどころかディベートにもほど遠いものになります。要するに自分の思うことや体験したことが、それを主張するにも裏づけ、文献、知識をもとに論理的でなければなりません。自分が思っていることが世の中のコンセンサス、一般常識とは限りません。こういう議論は無駄な時間を費やすと、ことしの夏に親炙を賜ったところあります。

さて、そんなある日のこと、いつもどおりにテ

一マが示され、ディスカッションに入りました。その日のテーマは、「東京電力福島第一原子力発電所の事故は誰の責任か」というものでありました。まず、誤解のないように申し上げますが、これは政治学の日本政治論というクラスディスカッションカリキュラムのマテリアル及びスタッフであり、固有名詞については一切意図するところはございません。

まず、事故責任のアクターを全員で行った結果、政府、国、東京電力、事業者、マスメディア、朝日、毎日、読売三大新聞、地方紙、テレビジョン全社、政党、自民党、政治家、国会議員、評論家、専門家、大学教授、学者、国民等々、そして福島県と立地市町村大熊町、双葉町もアクターの候補に上がりました。

ファーストステージが始まりました。私は、原発立地市町村が事故責任を問われる理由は存在しない、よって除外すべきとの主張を何度も繰り返しました。しかし、残りのメンバーらは、責任は核心的に重いとして譲りませんでした。議論の一部を対面対話方式で再現してみましよう。

私、「原発立地市町村は、国策という名目のエネルギー政策に協力をしてきた。事故の責任を立地市町村に問うのは筋違いではないか」。

相手、「それは、協力とは言いがたい。原発マネー目当てではないのか。原発の存在を強く求めたことが、結果として事故を引き起こした。責任は軽くない」。

私、「それは違う。当時、原発を立地するには、人口過疎地や冷却用海水の海沿いが適当ということで引き受けた。原発マネーについても、大熊町と双葉町の誘致議決が昭和36年、福島第一原発の営業運転が昭和46年、電源三法交付金制度の制定が昭和49年だから、原発マネーは後からついてきた」。

相手、「交付金制度は予定がされていたことだ。

問題は、立地されている市町村は自ら進んで誘致をした。貧しくとも原子力マネーを頼らず運営している市町村は少なくはない。誘致しなければ原発は存在しないから、事故は起きなかった」。

私、「過疎地域では、原発誘致によるいわゆる盆暮れ勘定から月給制という産業構造の変換が必要だった。また、立地市町村が受け入れをしていなかったら、日本のエネルギー事情はどうなっていたのか。今日の繁栄も、原発エネルギーのおかげではないか」。

相手、「日本の繁栄とエネルギー事情の関連は認める。しかし、日本という国と国民は非常に賢い。戦後の焼け跡から世界の経済大国になったように、受け入れる市町村がなければ、他の方法を考案したはずである」。

私、「その論理は、2度のオイルショックを考慮しない議論である。また、立地市町村、大熊町と双葉町がこの都会の快適な生活を支えている現実をも無視する議論である。私としては、到底容認できる議論ではない」。

相手、「都会の生活を支えている。その言い分は、体裁を保つための後からつけた理由でしょう。ならば、受け入れしても原発マネーを当てにしなければよかった。三法交付金、寄附金、燃料税等の恩恵を最大限に受けるということは、事故発生時には事業者との共同責任が生ずるのではないか」。

私、「では、申し上げるが、都会及び原発施設のない住民は、今日まで大熊町、双葉町で生産された電力の恩恵を受けながら、事故が起きたら、あの市町村が誘致しなければとの主張は余りにもエゴイズムではないか」。

相手、「だから、原発マネーをもらっていないなら、国策に協力とか、日本の繁栄の礎とか、都会を支えているとの尊敬の対象であるが、原発マネーが絡む以上、これは大熊町、双葉町が財政難

の解消、過疎脱却、就職先の確保という3つの理由だけで商売上の取引をしたと思われても当然ではないのか」。

私、最後の主張です。「どうしても皆さん方が福島県、大熊町、双葉町に責任論が及ぶとの主張であれば、原子力政策を推進、甘受、後押しした、またその立法府国会議員を選出したあなたを含めた全国民にあるのではないですか」。

等々熱い議論が続いて、私はファーストステージで敗退いたしました。そして、セカンドステージでは、全てのアクターに事故責任があるものの、原子力政策を推進した国、事業者の東京電力、そして原発を誘致した市町村の3者が同格の主犯とされ、ディスカッションは終了いたしました。

さて、市長は各種会合等の挨拶で、むつ下北は原発施設集中地帯としてエネルギーの供給基地であるとよく言われています。もちろん私も議長時代を含め、今でも都会の生活を支えているのだと、自負とともにアピールをしているのでありますが、ディスカッションを通しては、どうもそうではないらしい。いや、そう思う人は少ないらしい。もしかして我々だけ、そう、この立地市町村の住民だけが、いや、立地市町村の中でも利害関係者、利得関係者、一定の肩書きのある人、または一定の立場のある人、ほんの少数の人がそう思っているのではないかと不安さえ覚えました。原発施設、原発関連施設を受け入れし、都会の、いや、日本のエネルギーを支えているのだと胸を張って見たものの、後出しじゃんけんのように、後から理由をつけたのではないですかと言われ、そのプライドやある種のステータスを認めようとはしない。

私たちは、バーチャルイメージの世界に住んでいるのでしょうか。クラスカリキュラムとはいえ、大きなショックと容認しがたい議論がございました。

以上のことを踏まえ、1点目、去年の東京電力福島第一原子力発電所の事故責任は、立地市町村、大熊町及び双葉町も問われると思いますか。

2点目、北関根の中間貯蔵施設で事故が発生したら、見ず知らない人に、あのむつ市が誘致しなければ事故は起きなかったのにと陰口を言われ、誘致に賛成した私村中徹也、そしてむつ市は責任を問われると思いますか。

そして、ディスカッションでも問題視され、また現在行われている衆議院議員選挙で、どの政党が政権を担っても、エネルギー政策の先行き不透明感から、3点目、現時点で電源三法交付金、寄附金、検討中の核燃料税なしでむつ市を運営することは可能でしょうか。

4点目、むつ市財政の将来設計のため、電源三法交付金等を歳入に組み入れない予算編成をシミュレーションし、検討する余地はありませんか。

なお、この3点目と4点目の質問は、これからむつ市議会を背負っていくであろう有望株の上路徳昭議員が委員会で質問いたしました。そして、理論づけは再質問でも申し上げますが、これまでむつ市議会を背負ってきた、いや、これからも背負っていくであろう川下八十美議員のご指導を受けました。よって、3点目、4点目は3名の共同質問でありますので、ご承知おきをいただきたいと存じます。

次の質問に移ります。関根地区の国道279号の整備について。私は、前回の一般質問で、バイパス整備または拡幅工事を強く要求しながら、最後はポールとマンホールの整備にソフトランディングいたしました。質問後、私のテクニックを知り尽くしている富岡幸夫議員からは、「いやあ、徹也らしい、実に徹也らしい。何十億もかかるバイパスを要求しながら、最後は数万円のマンホールを整備させるとは。計画どおりで、実に、いや、非常にいい」とお褒めのお言葉をいただきました。

私のこのテクニックは、心理学の交渉術というものでありますが、富岡幸夫議員には、ばればれでありました。

さて、道路整備ですが、前回の一般質問終了後の何と3日後に、関根小学校前の急カーブにラバーポール、ゴム製のポールです、3本と、デリネーターポール、プラスチック製です、1本が設置され、その1週間後には、何とマンホールが整備されました。機敏な対応にこの場をおかりし、むつ市長初めラジオをお聞きの下北地域県民局及び関係各位に御礼を申し上げる次第であります。

しかし、このポールが4本設置されたことで、この道路の脆弱さがより一層露呈することになりました。設置したその日から、車種を問わず、このポールに接触し、ラバーポールは各車体の色で変色し、デリネーターはプラスチックですが、設置したその日に折れてしまった。いかにこの道路のバイパス化が必要か、この点は市長の強い要望にお任せをしたい。

それでも、このラバーポールは非常に有効であります。どの車も接触したくないとの心理から、必ずと言っていいほどスピードダウンいたします。スピードの抑止力につながるということは、通学する児童・生徒の応急的安全対策につながります。関根中学校から南関根川井板金付近までの車道と歩道がフラットな箇所、大型車の巻き込み風が発生する狭隘箇所、するとほとんどであります。この両サイドにラバーポールの設置をして、児童・生徒及び地域住民の安全対策を講ずるべきと思いますが、市長のお考えをお伺いしたいと存じます。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 村中議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、原子力施設における事故責任の所在についてであります。1点目と2点目は関連いたしますので、あわせてお答えいたします。

まず、原子力施設の安全確保については、第一義的には事業者が責任を持って取り組むとともに、法令に基づいて安全規制に係る業務を一元的に担っている国が、その役割を果たしていくことが基本であります。不幸にも起きてしまった福島第一原子力発電所の事故責任については、事故原因の解明とともに、その責任の所在が明らかになるものと思われませんが、いずれにしろその事故責任は事業者及び国が負うべきものであり、立地自治体には事故責任は及ばないものと考えております。

議員ご承知のように、我が国では昭和49年に発生した原子力船「むつ」の放射線漏れを機に原子力安全委員会が設置され、平成11年のジェー・シー・オーウラン加工工場における臨界事故を機に、委員会機能と体制が強化されてまいりました。これらの事故責任が自治体にあったとは聞き及んでおりません。

今回の原発事故により、国はさらに徹底した安全規制を行うとして、これまでの原子力施設等の規制、監視にかかわる部署を再構築し、より独立性の高い規制部門をつくり上げておりますことから、これまで以上に国が責任を果たしていくとの姿勢を示したものであります。

原子力政策は、国策として進められてきております。今後においても、特に原子力のバックエンドや原発事故に由来する汚染瓦れき処理等を進めるうえでさまざまな施設の整備が必要となってくるものと思われませんが、安全規制を担う国が、その最終責任をきちんと負うという姿勢を明確に示すことこそが、行き詰まっている原子力に係る諸問題の解決へつながっていくものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、電源三法交付金等々なしで市政運営は可能か、ご質問の4点目、電源三法交付金等々を歳入としない予算シミュレーションを検討しないかについては、関連がありますので、一括して答弁をいたします。

議員ご承知のとおり、恒常的な歳入となっております電源三法交付金は、今年度予算で約29億円を計上しており、当市にとりましては重要な財源の一つとなっております。この用途につきましては、公共用施設の維持管理費や運営費等のほか、がん検診委託事業、各種予防接種助成事業、スクールサポーター配置事業等を継続しながら、今年度新たに乳幼児医療費給付事業、重度心身障害者医療費助成事業、小中一貫教育学習支援員配置事業等も対象に加え、市民の皆様がじかに交付金のメリットを享受できるよう機会の拡大に努めておるところであります。

これらソフト事業への交付金の活用は、市民サービスの充実を図りながら、一方では一般財源を捻出するための手法でもあり、自主財源に乏しい当市にありましては、財政運営上欠くことのできない財源であるものと認識いたしております。また、今後の財政状況の見通しでは、長引く景気の低迷に伴う市税収入の落ち込み、平成27年度から始まる地方交付税の段階的減少、社会保障費の増加、下北医療センター3診療所の経営健全化及び公立病院改革プランに基づく計画的な繰り出し等、市の財政を圧迫する課題、要因が山積していることに加え、平成23年度末における財政調整基金の積立残高がゼロであることから、さらに厳しさを増していくものと推測しております。したがって、こうした状況下において、議員ご質問のように、電源三法交付金等の歳入が見込めないとすると、単純に30億円ほどの一般財源が不足することになり、現状において電源三法交付金等にかわる財源の確保が見込めない以上、内部経費

の節減や人件費の削減等の対策を講じたとしても、収支の均衡を図るには、結果として市民サービスの低下や地域経済の疲弊を引き起こすことが容易に予測できることから、現在の行政水準を維持した市政運営は現実的に不可能になるものと判断するところであります。

私といたしましては、交付金の活用などから生み出された貴重な一般財源を用いながら、魅力ある地域産業の振興を通じた地域経済の活性化に鋭意取り組んでいるところであり、これらの施策をしっかりと定着させることで、将来的には交付金に依存せずとも自立できる「希望のまち・むつ市」を目指してまいる所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、関根地区の国道279号の整備についてお答えいたします。国道279号における関根地区から椴山地区の現状につきましては、むつ市議会第212回定例会において答弁しておりますように、交通量が多いうえ、狭隘で急カーブ、急勾配及び歩道の未整備箇所が多いことから、避難道及び交通量の緩和の対策として下北半島縦貫道路の大間町までの延伸を強く要望しておりますが、同時に問題箇所の解消を図るために、道路改良等についても青森県へ要望しているところでございます。

先般村中議員からご指摘のありました箇所につきましては、市の要望を受けて、青森県からスピーディーな対応をしていただきましたが、その際に設置したラバーポールが車の減速に関しては大変有効であると実証され、地域の方々に多少でも安心感を持っていただけるということですので、さらに本数をふやしていただき、危険箇所を緩和できるよう青森県に対し強く要望し、通学路の安全確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 17番。

○17番（村中徹也） 本日12月10日なのですが、早

朝から大湊高校192名、むつ工業高校160名が関西地方の修学旅行に旅立っております。いち早く田名部高校は7日に出発し、今関西方面に滞在しておりますが、田名部高校大畑校舎は12月8日、大湊高校川内校舎が12月7日にそれぞれ無事終了して帰ってきております。貴重な体験をして、一回りも二回りも大きくなって、そしてまた無事笑顔で帰ってきてほしいなと願うところでありますが、行けなかった生徒が何名かおられる。いろんな事情でありましょうが、1つにノロウイルスもあって、非常に楽しみにして、または荷物を関西方面のホテルに送っているにもかかわらず中止を余儀なくされたとか、話をお伺いしておりますが、私はむつ市の財政、市長の答弁を聞いて、あえて今これとリンクさせて話をしていますが、この生徒に教育長、あえて行けなかった生徒に激励とかエールを送りたい。これは、今市長の2点目の質問、シミュレーションの部分ですが、これを聞いて今思い出したのでありますが、まずこの生徒に、よかったな、頑張れ、こういうふうのエールを送りたい。確かに楽しみにしていただろうこの修学旅行、しかし突然行けなくなる。これは、神が与えた試練だと僕は思う。なぜか。それは、昨年の大震災もそうですが、いや、それ以前から私たち人間は、物事が計画的に進む、財政も一緒です、財政の話に今行きますからね、市長。財政にしても、今の修学旅行にしても、物事が計画どおりに進むという慢性化に陥っている。それが震災以降価値観が一変し、当たり前前が当たり前でなくなった。そうした際に、この生徒に神は当たり前でないことを今教えた。確かに悲しいだろう、ショックだろう。しかし、今百数十名が行った中、1人残ったこのむつで、これから大学受験、就職試験、いろんなさまざまな節目で世の中は当たり前ではないのだ、世の中は不条理の上に成り立っているのだということを知っただけでも私はすご

くいいことだと。だから、不謹慎ではなく、よかったな、頑張れというエールを送りたい。

そして、もう一つ、春に咲く花、これを修学旅行に例えるならば、花は摘まれたが、春は奪っていないのだ。春がまた来たら花が咲くのです。今花を奪っても、春は奪うことは、悪魔であろうと、天使であろうと、神であろうと、メテウスであろうと奪うことはできない。だから、頑張っしてほしい。むつ市の財政に春は来るだろうか、教育長。

今のシミュレーション、2点目の質問ですが、それについて、歳入に穴があくから、しても無駄なのだというご答弁ですが、多分担当課の人とヒアリング段階でちょっと行き違いがあったように僕は思う。僕は、今現在で交付金等なければやっていけないだろうと、これは理解する。では、やっていけないと答えればいい。しかし、やっていけないという答えなら、なおさらシミュレーションが必要でしょう。確かに金額はわかっている。でも、感覚的にやっていけないというよりも、根拠を示して、実はここが、例えば経済部の何に穴があくよ、ここに穴があくよ。公表しなくてもいい、それをシミュレーションしない限り、今財政難で花は摘まれているのです。ただ、春は奪われていないのです。むつ市の将来は明るいのです。なぜ明るいのか。市長が将来の種を今まいているのです。市長が10年後、20年後、市長をやめたとき、誰かが市長になったときに、市長のまいた種は花開くのです。春が来るのです。ところが、2点目の答弁では、シミュレーションをしない。だから、しなければならぬと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 村中議員は、この電源三法交付金、これが入らない場合のシミュレーションをするべきだというふうな趣旨の再質問になりますけれども、先ほど壇上でもお答えいたしました

ように、さまざまな交付金を使いまして、一般財源に余裕が出てくるわけでございますが、そういうふうな形の中で先ほどお話をしましたように、公共施設の維持管理費、運営費、それからさまざまがん検診、予防接種、それから教育ではスクールサポーター、そして小中一貫教育の学習支援員だとか、そういうふうな形の今利用をしております。さあ、そうすると約30億円がなくなったらどうするのかというふうなことなのですけれども、これはまだこれからエネルギー政策が来年になるのでしょうか、基本政策、これが出されて、そしてまたこの交付金の問題、例えばそれは前提として村中議員はゼロになると、そしてもうストップしてしまうのだと、交付金も廃止するのだというふうな前提の中でこれはシミュレーションするべきだというふうな捉え方を私はしたわけですが、決してそうはならないだろうと、こういうふうな思いをしております。ですから、私はあえて国に対してはぶれないような原子力政策、これを進めるべきであるし、それに対しては大臣、また政府高官等は青森県及び立地市町村に対してしっかりとした対応をとっていくというふうな、これはもう非常に膨らんだ形の中で回答しておるわけでございますので、この部分においてはただちに交付金がストップとか、こういうふうなものはあり得ないものと、このようにしております。しかしながら、交付金というものはもう下がっていく形になりますので、それに備えていく必要があると、こういうふうな思いをいたしておるところでございます。

○議長（山本留義） 17番。

○17番（村中徹也） はい、そのとおりです。私もゼロになるとは思っていませんし、10年後、20年後のことを考えてやっておくべきだろうと、いつ何とき徐々に少なくなっても。ということは、担当課のほうに言うてあるのですが、

なぜこういうことを申し上げるかということ、1つは各政党の今回の選挙のエネルギー政策、大小、それから差異は多少ありますが、減っていくだろうと、原発の数は。市長も今認めたように、電源三法交付金も減っていくだろうと、不透明な中であっても。これが1つあるのです。

もう一つは、市長、現在の政権が核燃料サイクルと原発の20年後ですか、2030年代ゼロというときに、こういうふうな新聞に大きく載っていますが、関根浜の中間貯蔵施設に受け入れをしないこともあり得るとということが報道で、受け入れ拒否ですね、ありました。私は、これをマスメディアで拝見しましたけれども、振り上げた拳、右手と、左手でそろばんをはじいているのかと。振り上げた拳、見えない左手でそろばんをはじいているのかということばったのです。ところが、振り上げた右手は見えた。どうしてもそろばんが見えなかった。ですから、交付金はゼロになるとは私も言っていない。いつ何ときでもいいように、交付金を入れないシミュレーションを今やるのだと。今やるということは、今市長おっしゃいましたね、項目、何とかの件費とか。それを紙にきちんと明記するのです。私は、今の政策の先行き不透明感と、市長がこのときに上げた受け入れ拒否、挙げた右手、左手のはじくそろばんが見えない。ですから、どこに穴があくのか。今項目でわかりました。どこに穴があくのか、これをシミュレーションし、公表しないこともいいでしょう。いかがでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 村中議員の論理の根底には、私はこういうふうに感じました。原子力をゼロにしてしまうと、交付金が、これは当然ゼロになっていくだろうと。そういうふうなことがないような形の中でしっかりと原子力行政等に対してのアピールをしていくべきだというふうな、そういう

ふうな根底にある部分、ちょっと感じましたけれども、その感じ方が間違いなのかどうかわかりませんが、激励を受けたものと、このように思います。

そしてまた、右手に何とかで左手にそろばんというふうなお話がございますけれども、これはやはり国へのアピール、国へ対して厳しいことは言わせてもらわなければいけない、こういうふうな思いで発言をしたわけでございます。これは、立地の協定書の中にも、しっかりそのうたっている部分、これはやはり履行していただかなければいけない。そしてまた、その履行する中でどういうふうな原子力政策、エネルギー政策を国で考えているのかというふうなこと、この矛盾点があります。その矛盾点を、これを余り矛盾を詰めていくと、では一方を切ってしまうよというふうなことにもなりかねないわけでございます。そのところは、これから政府のエネルギー政策基本方針というふうな中で十分議論をされていくと思っておりますけれども、やはりその部分については、右手の部分は私は国に対して、政府に対してしっかりとエネルギー政策を堅持してほしいと。当然福島あの事故はしっかりと検証して、その対応をしていかなければいけないという前提、進めていくに当たっては安全第一義であるということ。左手のそろばん、このそろばんについては、私は当時発言したときには一向に考えておりません。しかしながら、この交付金制度は、先ほどお話をしましたように、続いていくものと、こういうふうな期待を寄せておるところでございます。

○議長（山本留義） 17番。

○17番（村中徹也） 私の質問の根底、イデオロギーの部分ですが、その部分はさほど変わりはないのです。ですから、交付金がなくなろうともなくなるまいとも、今時点で交付金をもらっていますから、市長も壇上で交付金なしでも財政の可能性

を指すという言葉、聞き間違えていないとしたら、そうお答えになっているのですが、これは自主財源に乏しいのはわかります。ですから、将来どうしてもそういう方向に目指さなければいけない。これは、20年、30年後、目指さなければいけません。現に市長も言ったとおり、ここに平成31年までの入ってくるお金の予想があるのです、交付金の。じり貧で減っていくのです。ですから私は、交付金があろうとなかろうと、今もらっている交付金を抜かしてシミュレーションしたら、どこに幾ら足りないのか。総額はわかっていますけれども、それを把握することにより、市長のアピールも違うのではないかなと思うのです。どうしてもこれをもらっていると、福島県のほとんどの市町村が、特に事故の市町村、電源三法交付金を断っている。福島県議会が、今の12月定例会で条例を廃止するという方向に来ている。あそこは事故の当事者ですから特別でしょうが、交付金の持続性とか少なくなるとか多くなるとか別にして、むつ市が、市長、持続可能な財政と言っているわけですから、この入ってくるお金がどのようになろうとも、やっぱり紙に書いた、ペーパーに記載された根拠となる資料を毎年公表しなくてもいいです、これを私はつくる必要があるのではないかなと、このように思います。市長、もう一度お願いします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 若干最後のほうを聞き漏らしましたけれども、平成30年、平成31年ですか、そこまでのシミュレーションは、一応たしか委員会のほうに提出をさせていただき、ご審議をいただいているということでございます。そういうふうな減っていくわけでございます。では、減っていくものをどうやって埋めていくのかというふうなこと、これは私は家計と同じだと思うのです。やはりそのところは、家計としてもその部分に

おいては備荒備蓄というのですか、そういうふうなものもしていかなければいけない。そしてまた体力もつけていかなければいけない。そういうふうな考え方の中で、むつ市の財政も、これは一般家庭の中の家計の中で、そういうふうな捉え方をしていく必要があるのではないかと。ためていくところはためていかなければいけない、そしてまた財政調整基金、平成23年度末であの大雪のおかげでといいますか、大雪のせいでと言わせていただきますけれども、ゼロになってしまった。そういうふうなさまざまな緊急事態に対しての、家計でもやはりそういうふうな蓄えはあると思います。そしてまた、定期預金というものもあると思います。ポートフォリオというのですか、そういうふうな形の中で財政を運営していく、この部分が私は必要だと、こう思います。

ただ、30億円がなくなればというふうな、急にこれなくなるわけではありません。しかしながら、マイナスになっていくわけですので、減少していくわけですので、それに対してどういうふうな対応方法をとっていくのかということ、しっかりと今後研究もしていかなければいけないし、当然もうここで平成25年度30億円ゼロと、こうなれば、もう全く市政運営はできなくなるということだけはお話をさせていただきたい。その部分を回避するためにも、やはり安全第一義の中で事業というものを展開してもらわなければいけないと、こういうふうな思いがあります。

ただ、先ほどの村中議員の壇上でのあのディベートの様子をお聞きいたしました。ふと思ったのは、賛成か反対かと二者択一の中でディベートされ、ディベートはそうなのでしょうけれども、かつて中江兆民が、「三酔人経綸問答」というふうな本が出版されておりますけれども、そこには2人の対立する議論の中に、もう一人たしか南海先生でしたか、そういうふうな先生がおって、その

調和をとりながらやっていくと。ディベートとは違うわけですが、そういうふうなところ、ディベートで、壇上でご本人がお話しされました負けたというその悔しさ、あるかと思えますけれども、私は「あなた」ではなくて、「私」のほうの、これは当然村中議員だと思えますけれども、そちらのほうに私は軍配を上げたいなど、こういうふうな思っております、議論とすればです。

○議長（山本留義） 17番。

○17番（村中徹也） シミュレーションについては、現状認識は一緒なのですから、要するに根拠になるものが欲しいと。結局頭の中でそうしてアバウト的に知っていても、これを市長の言うとおりに、徐々に減っていくからまだいいのだと、そう言っていないんですが、一挙になくならないと、これも私と同じ考えですが、紙に書いた予算書、それを抜かした予算書をぜひ見てみたい、つくってみたいなど私も本当に思う。そのことによって、どの部署に幾ら足りないか。多分補助金とか交付金とか、市が出すほうです。多分ゼロになるでしょう、義務的経費を先に払いますから。それをやっぱり見てみたい。それをやることによって、私は将来入ってくるお金とか、そういうのは私は二の次でもいいと思うのです。対応策、対策としてそれをつくる必要があるのだろうと、こう思います。

話は戻りますが、先ほどの挙げた右手と左のそろばんなのですが、7日の一般質問で市長のことを安全パイだと表現した方もおりますが、私は市長のことは、これは私の言葉で言っていますが、石橋をたたいても渡らない市長と言っているのです。要するに市長は安全パイと言われて、危険なことはしないと答弁していますね、それと全く一緒です。石橋をたたいたら、普通の人間は渡ります、危なくないか。宮下市長の場合は、石橋をたたいても渡らないという私の評価です。それだけ間違ったことはしないのです。ダイナミックさ

はないです。しかし、各論は別にして、総論としてむつ市の予算を預けるに足りる最高の人物だ、危険性がないから、そう思っている。石橋をたたいても渡らない。なおさら、ですから、こう思っている私が、あのマスメディア、新聞もそうですが、「受け入れ拒否」という活字が載るでしょう。パフォーマンスがさほど上手でない宮下市長がこういうパフォーマンスをして、思ったのです、本当にこれキャスクが入ってこなかったらどうするのだろうと。左手でそろばんはじいているのかなと。だから質問しているのです。そうしたら、左手でそろばんははじいていないと。市長、これ中間貯蔵施設に乾式キャスクが入ってくるのでしょうか。市長がばんと言ったので、入ってこないということもあるのですか、どうなのですか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 協定書のとおりというふうなことでございます。現在の現時点では、そういうふうな状況でございます。

○議長（山本留義） 17番。

○17番（村中徹也） 市長にしては最初で最後の思い切ったパフォーマンスでしたでしょう。しかし、余り派手でもない、余り強力でもないし、ただ市民の方々は、ああ、やるときはやるのだなと、この中間貯蔵施設についてはです、そういうアピールにはなっただろうと思います。

シミュレーション、議論は並行しますが、再考して、ぜひともシミュレーションをつくっていただきたい。何度も申し上げます。市民に公表しないのです。するとショックを受けますから。あなたの方財政で持っていればいい話なのです。聞かれると、今のように言葉になって出てくるのでしょうけれども、聞かれたらペーパーにしてやっぱり出さなければいけないのです、私はそう思います。何とかシミュレーションをしていただきたい。これを毎年毎年アップツューデートにするためにロー

リングしていけば、どんどん、どんどん少しずつ貧で減っていても、将来入ってくるのには対応できません。入ってくるお金は対応できませんが、出ていくお金は、既に毎年ローリングしますから、できるというメリットもありますので、要望すると、またやらない検討しますと言われますので、とりあえず言うておきます。

次にディベート、責任論の話であります、全く私と一緒にです。私もそういうふう立地市町村に及ぶわけがないのだと。まして福島県のあの地域の原発銀座とでも申しましょうか、明治時代からあそこになければならない、何で福島県が東京電力の管轄になったか。歴史背景を考慮しない議論が続いたのです。猪苗代湖、檜枝岐村、これは昔東京電力、組織が変わるときに東京電力に明治、大正のころに移った。これを知らないで議論してしまうと、さっきみたいな議論になってしまう。

私もそう思いますが、市長は触れていませんが、仮定の、仮定の話には触れないということがありますが、市長は日ごろから、災害は忘れたころにやってくるではなくて災害は必ずやってくるから市としても防災体制をやるのだということをやっています、申しわけありませんが、仮定の話ですが、壇上で言っていることはわかりました。市長の口から、中間貯蔵施設に事故があっても、むつ市には責任論は及ばないということでのいいですね。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） さように思います。

○議長（山本留義） 17番。

○17番（村中徹也） ディベート、ディスカッションで私は負けました。しかし、市長は負けた私に、ディベートの中で、ディベートではエールを送ってくださった。市長だったら、先ほどはほんの一部紹介しましたが、私を応援するとしたら、もちろん中身は一緒ですが、どういう論法で彼らを論

破しますか。彼らは、立地市町村に及ぶと確信的に3つの中の1つになると。確信的に誘致をしなければ原発はないわけですから、当たり前のお話ですね。先ほどのディベートで相手を市長だったら論破できると思うのですが、どういう主張をして相手を論破するのでしょうか。ちょっとご意見を求めてもよろしいでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） そのディベートの内容を今々お話初めて聞いたわけですが、ディベートというのはそういうふうな形で、かつても原子力は必要なのか、必要な立場、必要でない立場、こう二項対立の中で議論をしたと思います。村中議員の、夏場なのでしょうか、経験なされたディスカッション、これもやはり2つの対立軸をつかった中でのやりとりであったのではないかなと。つまり責任があるのかないのか、立地自治体に、そして原子力が必要なのかどうかの議論はどうなったのかわかりませんが、そういうふうな形の中で、なぜ立地の自治体に責任を負わせるというふうな、そこに結論が出て村中議員が敗退したのかというふうなところ、そういうふうなところ、よく内容がわかりませんので、ここで感想を述べると言われてもなかなかこれは難しいものがございます。この部分については、ちょっと理解がまだ不十分でございます。

○議長（山本留義） 17番。

○17番（村中徹也） わかりました。そうしますと、市長もさまざまな会合、これは市、外問わず出ていらっしゃる。いろんな方と交流を持つ。では、ディスカッションの論破をお尋ねするよりも、理解しない国民がいるのです。この立地自治体がエネルギー政策に協力して、地域社会もしくは都会でもいいでしょう。これは、職員にしたって一緒です、市長。自衛隊の存在から市長は北の防衛を担っているのだとも言いますね。原子力には、供

給基地ということは、供給があって需要があるのです。需要を受けている、供給して需要、この関係で信頼関係が保てない、保たない。私たち立地市町村のことを理解しない国民がいる。実際いたのです。ディベートの内容がわからないと言う前に、市長が、ではそういういろんな東京の方々、全国の方々と接して、多分市長の前では言わないでしょうけれども、私は現実に私一人でした、100名以上おられて、ディスカッションで。こういう国民がいるということに対して、立地市町村の長としていかがでしょう。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） そういう国民が原子力立地に責任があるというふうなことで……

（「いや、立地に……議長」の声あり）

○議長（山本留義） 17番。

○17番（村中徹也） 立地自治体がエネルギー政策に協力して、国民、国家の形成の一翼を担っているということに、尊敬の念とは言いませんけれども、そういう敬意がないということについて、立地市町村の長としていかが思われますか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） そういうふうな方もいることは重々承知しております。毎週金曜日に総理官邸周辺でさまざまな行動をとっている、そういうふうな方もいるわけでございますので、そういうふうな考え方をお持ちの方がいても私は不思議でないものと、このように思います。それをもう全て100%、国民が100人いるとすれば、100人が全てオーケーというふうな形の中だと、非常にこれまた危うい国家になってくるのではないかと、このように思います。そういうふうな方々がいても、私はそれは存在としてあることを否定するものではございません。

○議長（山本留義） 17番。

○17番（村中徹也） ぜひそういうディスカッションがあったということを知っていただけるだけでもありがたいです。

国道279号、前回も要望すると言ったら、すぐ3日後にやったのです。今回も強く要望すると言っていますが、どうでしょう、今冬が来ますから、ラバーポール、全てにやるとしても、どうでしょう。ぴかぴかの1年生が学校へ通うころ、また我々人々が桜の花を見て、心和やかになるころまでどうにかならないでしょうか。市長、部長、いかがでしょう。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 北関根地区の交通安全の確保のためにラバーポールの設置に関しましては、設置要望箇所を地元町内会と一緒に立ち会いたうえで、設置することで下北地域県民局地域整備部にお願ひし、村中議員ご指摘のとおり、雪が解ける時期を見計らい、できるだけ早く実施していただくよう強く要望してまいりたいと存じます。

○議長（山本留義） 17番。

○17番（村中徹也） 高校生の修学旅行諸君、そしてむつ市の財政、花は摘まれても春は来る、花は摘まれても春は奪われぬ。この言葉を胸に、エールを送って、私の一般質問を終わります。

○議長（山本留義） これで、村中徹也議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前 11時45分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎鎌田ちよ子議員

○議長（山本留義） 次は、鎌田ちよ子議員の登壇を求めます。22番鎌田ちよ子議員。

（22番 鎌田ちよ子議員登壇）

○22番（鎌田ちよ子） 22番、公明党、公明・政友会の鎌田ちよ子です。本日は、むつ市中央公民館婦人学級合同学習会ということで皆様が議場においでになっておられます。先日は、女性議員と語る会を開催していただき、新鮮な意見交換ができました。大変勉強になりました。今後とも切磋琢磨しながら、ともどもに頑張りたいと存じます。

また、一昨日むつ来さまい館で開催されたシンポジウム「下北からのメッセージ2012」に参加させていただきました。下北半島縦貫道路の早期完成を願ひ、下北未来塾、清川わか塾長を中心に8名の方々が活動を展開されています。今回で7回目の開催となり、昨年引き続き講演を予定されて楽しみにしていた東京大学生産技術研究所の牧野浩志氏は、さきの笹子トンネル崩落事故の調査班として出向かれているということで欠席でしたが、県立むつ工業高校工業部による電気自動車コンバートEVの製作にかかわった活動報告では、5名の生徒さんのリレーで完成までの工程がわかりやすく、今後の活躍が期待される発表でした。

ところで、下北半島縦貫道路の事業説明では、本年11月13日、有戸北バイパス6.3キロメートルが開通しました。吹越バイパス5.8キロメートルは、平成24年度に進捗率見込み約40%、うち用地買収100%、そしてむつ南バイパス9.2キロメートルは同じく40%、うち用地買収済みは95%との説明でした。今冬の大雪では、国道279号に400台以上の車が立ち往生し、下北半島は孤立いたしました。道路は、地域の豊かな生活と持続可能な地域の形成を図るうえで最も重要な基盤です。また、昨年の3.11東日本大震災以降さらなる厳しさが増えています。下北半島に住んでいる私たち一人一

人、市町村民一丸とならなければと強く願い、むつ市議会第214回定例会に当たり、3項目にわたり一般質問をさせていただきます。市長並びに理事者におかれましては、具体的で前向きなご答弁、よろしくお願いいたします。

質問の1は、福祉行政、介護保険事業についてお伺いいたします。平成12月4月に介護保険制度が始まり12年が経過いたしました。これまで3年ごとの見直し規定に沿って、その都度制度などの見直しが行われてきました。本年4月には、介護報酬が改正され、各地域で新たな計画がスタートしたところです。人口に占める高齢者の割合が年々増加する中、介護保険サービスの受給者数も制度創設時の約2.2倍にふえており、介護保険を取り巻く状況は年々変化しています。今後急速に高齢化が進むことが予想される中、介護事業者、従事者、利用者、それぞれの立場から多岐にわたる現場のニーズを受けとめつつ、状況に合わせた見直しが必要です。老後の安心を支える介護基盤をどう整備するかが問われております。

政府は、2012年度の介護報酬改定で、施設から在宅への移行をうたい、介護職員の処遇改善や住まい、医療、介護、生活支援など一体的に提供する地域包括ケアの必要性を強調しています。しかし、自宅に住み続けるための地域包括ケアを軌道に乗せるためには人材確保が不可欠です。

また、介護職員の処遇改善につきましても、交付金が3月末で廃止となり、現場の事業者は極めて厳しい状況となっています。本市の在宅介護の現状につきましてお伺いいたします。

次に、本年4月から始まった介護職員の医療行為についてお伺いいたします。これまで原則的に医師や看護師にしか認められていなかったたん吸引などの医療行為を法改正により制度化し、介護職員もできるようにしたものです。特に在宅介護でのホームヘルパーによるたん吸引に対しては、

介護する家族の負担が軽くなるという期待の声がある一方で、介護施設と違い、在宅の場合は家の中であり、周囲に医療関係者がいるとは限らず、また高齢者の体調も常に安定しているわけではないことから、在宅でのヘルパーによるたん吸引の難しさを指摘する声もあります。

国は、制度化において、介護職員がたん吸引などを行う際は、医療や看護との連携による安全確保が図られていることを条件にしています。実際の現場では、どこまで体制が整備されているのでしょうか。介護職員の医療行為につきまして、現状と課題をお示しください。

次に、福祉施策の充実についてお伺いいたします。福祉行政の需要が拡大していく中、ケースワーカーのみならず、制度の改正や地域主権の対応には社会福祉士の専門職の存在が欠かせません。福祉施策を推進するうえで、福祉職の充実を図る必要があると考えます。

福祉職とは、社会福祉士、社会福祉主事、精神保健福祉士などを指します。1、福祉専門職の配置の現状について、2、有資格者の採用についてご所見をお伺いいたします。

質問の2は、公共施設におけるLED照明導入についてお伺いいたします。東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けまして、エネルギー政策の大きな転換が課題となり、それはまた電力分野だけの問題ではなく、社会全体で考えなければならないテーマとなっています。

電力多消費の我が国におきましては、逼迫する電力事情を背景に、省エネ対策として公共施設へのLED照明の導入は積極的に検討すべき課題と言えます。また、LED照明の導入は、電気料金値上げによる財政負担の軽減を図ることにもつながります。本市の現状についてお伺いいたします。

質問の3は、教育問題、生涯学習の推進についてお伺いいたします。生涯学習とは何か、確認し

ておきたいと思います。ユネスコ21世紀教育国際委員会では、生涯学習は21世紀の扉を開く鍵といい、ラ・フォンテーヌの寓話「秘められた宝」にも例えられています。「秘められた宝」とは、宝物が隠されているという土地で宝物を探すよりも、農夫として土地を耕して収穫を得たほうがよい、その土地を耕す行為が実は宝なのだという寓話です。一般的に生涯学習とは、1、自己の充実実現や生活の向上を目的とし、2、各人が自発な意思に基づいて、3、自己に適した手段、方法を選んで、4、生涯を通して行われるものとされています。いつでも、どこでも、誰でもが学習できる環境の整備が重要であると考えます。

生涯学習という言葉の概念が難解な点もあり、それが意図することを一言で言いあらわすことはなかなか難しいものがあります。いろいろな考え方や捉え方がありますが、しばしば定年退職後や高齢期の趣味や習い事と解釈されることもあります。一般的には、生涯学習社会とは、学歴社会に対極するもので、いつでも、どこでも、自由に学習の方法や内容を選択し学ぶことができ、学んだことや身についたことが正しく認められ発揮できる社会と言われます。社会環境が急激に変化する今日にあっては、市民がその変化に順応し、安全で快適な生活を営むためにも、生涯学習として学ぶ機会があるということは大切なことであると考えます。従来個々の学習活動が自己の楽しみや満足、知識や技術の向上のために行われてきたものが一歩進んで、技術や成果を地域や社会に還元、継承する学習成果の循環型社会を築くことではないでしょうか。そして、このことにより、より豊かで質の高い誇りあるまちづくりを推進することにつながると考えます。本市の生涯学習推進に取り組んでこられました現状と課題につきましてお示しください。

以上、3項目について壇上より質問をいたしま

す。市長並びに理事者の皆様におかれましては、前向きで具体的なご答弁をお願い申し上げまして、壇上よりの質問といたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

福祉行政につきましてのご質問につきましては、担当部長より説明をいたします。

次は、ご質問の2点目、公共施設におけるLED照明導入についてお答えいたします。LED照明は、これまでの照明器具と比べ、消費電力が約半分で、寿命も長いという特性から、地球温暖化に伴う二酸化炭素排出削減対策として、また東日本大震災以降の電力不足に伴う節電対策として、民間や各自治体の公共施設等において積極的に導入が図られてきております。

本市においても、具体的施策として、これまで本庁舎の一部のほか、第三田名部小学校及び川内小学校の体育館の一部に導入してきたところであります。

本庁舎においては、現在震災以降の電力不足に対応すべく電灯の間引き点灯や昼休みの消灯等の節電に取り組み、平成22年度の年間使用電力量約177万キロワットアワーに対し、平成23年度は約149万キロワットアワーと、年間当たり約28万キロワットアワーの節電となり、金額にして約190万円の経費節減を図ることができました。しかしながら、電力使用料の推移から見ますと、現状の設備のままではこれ以上の節電は見込めない状況から、LED照明等節電効果のすぐれた照明器具の導入に向けて調査研究を進めているところであります。

議員ご提案のコストの比較という観点で見ますと、本庁舎のうち使用頻度の高い執務エリアの蛍光灯をそのまま10年間使用した場合の経費は、約

5,900万円で、LED照明に切りかえた場合は、約4,500万円となり、その差約1,400万円の経費節減が図られる試算結果となっております。これは、現在の蛍光灯をそのまま使い続けた場合の電気料金及び蛍光管の取りかえ等のランニングコストの合計と、リースによりLEDに交換した場合の電気料金及び器具のリース料金の合計を比較したものであります。今後の導入に向けましては、LED照明の普及により、ますます低価格化が進むことや、LED照明と同程度の効果が発揮できる低価格な次世代型の照明器具の開発が進んでいる状況にあることから、リース方式や段階的な買い取り方式による導入等も含め、多角的に検討してまいりたいと考えております。

また、本庁舎以外の既存施設や新たな施設等においても、その施設の特性や使用頻度等を考慮しながら対応していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次の、教育行政につきましては、教育委員会より答弁いたします。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 鎌田議員の生涯学習の推進についてのご質問にお答えいたします。

国際化、情報化及び高齢化など急激な現代の社会の中で市民が心豊かに充実した生活を継続していくためには、生涯にわたり自ら学び、自己を高めていく生涯学習の推進が求められ、まちづくりの根幹には大切なことであると認識しております。むつ市教育委員会では、生涯学習のあり方として、地域住民が生涯にわたって生きがいのある充実した生活を送り、豊かで住みよい地域社会をつくり出すことができるよう、いつでも、どこでも、誰でも学習できる環境整備とともに、地域に根差した市民文化の創造を目指し、あわせて文化財の保護及び保存と活用にも努めているところであ

ります。

このような推進目標により、昨年度学習情報の提供として、市内で活動する文化、芸術、スポーツ、語学、ボランティアなどのジャンルで活動している民間グループ200余りを紹介するむつ市生涯学習ガイドブックを作成し、教育委員会の主催事業とあわせて生涯学習を推進しております。

教育委員会の主催事業といたしましては、生涯学習課、中央公民館及び各公民館並びに教育課、下北自然の家、図書館及び各分館において実施しており、その参加者数は、平成23年度の実績でご説明いたしますと、生涯学習課が行っている弘前大学連続講演会、放送大学むつ校開設を含めた生涯学習推進事業及び放課後子ども教室推進事業の参加延べ人数は1万1,998名でありました。

次に、下北自然の家主催事業の参加者は446名でありました。

次に、中央公民館及び各公民館並びに教育課が実施した市民大学、青少年教育、成人教育、婦人教育、子ども会、放課後子ども教室、そして公民館まつり等の主催事業の参加延べ人数は9,408名でありました。

続いて、図書館及び各分館が実施した主催事業の参加者は6,925名であり、主催事業全体では2万8,777名でありました。

教育委員会といたしましては、さらなる生涯学習の推進のため、今後も市民ニーズの把握に努め、それぞれの社会教育施設の利用にも十分に配慮し、市民の学習環境の充実を図ることに努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） ご質問の1点目、福祉行政についてのうち、まず介護保険事業についてお答えいたします。

平成24年介護報酬の改定によるむつ市の在宅介護の現状についてのお尋ねであります。議員ご承

知のとおり、平成24年度の介護報酬の改定は、在宅サービスの充実と施設の重点化、自立支援型サービスの強化と重点化、医療と介護の連携、機能分担、介護人材の確保とサービスの質の向上にポイントを置いた改定がなされております。つまり施設から在宅中心の介護へ移行することで、ふえ続ける介護給付費を抑制する狙いで、平成24年度から新設された定期巡回随時対応型訪問介護看護サービスについては、24時間安心して自宅で介護や看護が受けられる内容となっておりますが、むつ市においては、現在サービスを行っている事業所はございません。

その理由といたしましては、地域的に利用者宅が点在して時間がかかること、冬期間は雪で移動が難しく燃料代がかさむこと、夜間にヘルパーが利用者宅に入ることへの抵抗、また定額性に伴う採算性の問題などから参入を見送っているものと推測されます。

なお、むつ市の在宅介護の状況については、訪問介護等の在宅サービスの給付費については、前年度比で10.5%と大幅な伸びとなっておりますが、これは高齢者数の増加、施設入所の待機、制度の浸透などの理由により利用者が増加したものと推測されます。しかしながら、一方では医療や介護に携わる人的資源の不足や在宅介護を担う家族がいないことなどから、施設に頼らざるを得ないという現状にあります。したがって、今後とも地域性及び社会資源の状況を踏まえながら、在宅サービスの周知について推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、介護職員の医療行為の現状と課題についてお答えいたします。まず、介護職員の医療行為につきましては、鎌田議員もご存じのとおり、平成24年4月から介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等においては、医療

や看護との連携による安全確保が図られていることなど、一定の条件のもとでたんの吸引等の行為を実施することができることとなりました。また、介護福祉士や介護職員等がたんの吸引等を行うためには、県で実施する一定の研修を受け、さらにたんの吸引等に関する知識や技能を習得することが条件に加わっております。むつ市においても、施設等から研修を受講している介護職の方がいると聞いてはおりますが、特別養護老人ホーム等の施設や在宅、どちらにおいても実施しているところがないものと伺っております。

今後さらに医療ニーズの高い高齢者等が増加すると見込まれることから、より安全なケアを実施するためには、医療関係者との連携体制を構築することが何よりも優先されるべきことと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の要旨の2点目、福祉施策の充実についてお答えいたします。まず、専門職の配置状況についてのお尋ねであります。現在福祉事務所に配置している専門職について具体的に申し上げますと、児童家庭課には児童家庭相談員1名、婦人相談員2名を、生活福祉課には社会福祉主事20名、生活保護担当面接相談員2名、就労支援員1名を配置しております。障害福祉課には、身体障害者福祉士1名、知的障害者福祉士1名を、介護福祉課には社会福祉士1名、主任介護支援専門員1名、保健師2名を配置しております。以上の配置職員のうち、有資格者につきましては生活福祉課の社会福祉主事20名、障害福祉課の身体障害者福祉士1名及び知的障害者福祉士1名、介護福祉課の社会福祉士1名、主任介護支援専門員1名及び保健師2名の合計26名となっております。

また、非常勤特別職として任用している児童家庭相談員と婦人相談員については、それぞれ保育士、知的障害者福祉士及び社会福祉主事並びに養護学校教諭の資格を有しております。現在市が実

施しております福祉施策において、有資格者の法的配置が義務づけられているのは地域包括支援センターの運営と生活保護の業務であります。

まず、地域包括支援センターには、介護保険法の規定に基づき、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員を配置しております。

次に、生活保護の事務に当たりましては、指導監督を行う所員及び現業を行う所員は社会福祉法の規定に基づき社会福祉主事の資格が必要となりますことから、配置された職員は青森県が実施しております社会福祉主事資格認定講習会を受講し、資格取得のうえ業務に当たっており、現時点におきましては、有資格者の配置が必要な場合、必要な箇所に必要な人員を配置しておりますことをご理解いただきたいと存じます。

また、福祉施策を実施するための福祉関連有資格者の採用については、新年度の職員採用において、社会福祉士の資格を有する者の採用枠を設けるなど、第一歩を踏み出したところであります。職員の定員適正化計画との兼ね合いもありますことから、一朝一夕というわけにはまいりませんが、福祉的ニーズに見合ったマンパワーの充足を的確に見きわめながら、中長期的に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 22番。

○22番（鎌田ちよ子） ただいまは、丁寧なご答弁ありがとうございます。では、質問の1から再質問をよろしくお願いします。

介護保険事業の中には、住所地特例ということがあります。この状況についてお伺いいたします。施設入所に伴い、住所を施設所在地に変更した場合に、従来の居住していた住所変更前の市町村を保険者としています。そして、引き続き被保険者証を利用することになっています。介護保険制度は、原則として居住している市町村を保険者とし

ての保険制度として加入している仕組みですが、介護保険の施設入所者を一律に施設所在地の市町村の被保険者としてしまうと、介護保険施設等が集中して建設されてしまっている市町村の介護保険給付費が増加し、財政の不均衡が生じます。このような状態を解消するために、住所地特例という制度が設けられています。本市に他市町村から入所されている実態、また本市から他市町村に入所している実態、現状はどのようになっているのでしょうか。過去3年の実数と介護保険料への影響につきまして、よろしくお願ひします。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） お答えいたします。

住所地特例の状況についてのお尋ねであります。議員ご承知のとおり、介護保険制度は住民登録をしております市町村を保険者として介護保険に加入する仕組みとなっております。住所地特例とは、被保険者が住所地以外の市町村に所在する介護保険施設等に入所した場合、住所を移す前の市町村が引き続き保険者となるための特例措置であり、施設を多く抱える市町村の負担が過大にならないようにするためのものであります。

また、むつ市における住所地特例の過去3年間の実数についてであります。各年度の4月1日現在で当市の住所地特例対象者は、平成22年度は18名、平成23年度は20名、平成24年度は28名となっており、逆に他市町村からの住所地特例対象者は平成22年度は52名、平成23年度は50名、平成24年度は40名となっております。したがって、他市町村の住所地特例対象者のほうが上回っていることから、介護保険料及び介護保険事業運営への影響はございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 22番。

○22番（鎌田ちよ子） 次に、介護保険の福祉用具購入費、住宅改修受領委任払い制度利用状況につ

いてお伺いいたします。

介護保険事業につきましては、これまで度となく質問と要望等を重ねてまいりました。私も父が突然倒れ、退院後、本人の強い希望で在宅介護となり、急いで住宅改修したそのような思いがあります。そのときは、受領委任払い制度がなく、満額払って、工事終了後に9割が戻るという制度でした。現在は、受領委任払い制度が本市でも実施されておりまして、本人負担が1割ということをお伺いしております。市民に大変優しい制度に変わって喜ばしいことと思っております。福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払い制度の利用状況についてお伺いいたします。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 福祉用具等住宅改修における受領委任払いについてのお尋ねですが、受領委任払い制度については、介護保険サービス利用者が自己負担分である1割を事業者を支払い、残りの9割を市が直接事業者に給付することから、利用者の経済的負担が軽減されるものであり、むつ市では平成14年度から実施しております。

福祉用具購入費における受領委任払いの過去3年間の利用実績ではありますが、平成21年度は合計178件で586万8,010円、平成22年度は215件で631万9,490円、平成23年度は223件で648万5,613円となっております。利用者については、要支援1から要介護4までの利用度が高く、要介護5になりますと低くなる傾向になっておりますが、介護保険制度の浸透とともに、利用度が年々少しずつ高くなってきております。

次に、住宅改修費における受領委任払いについてですが、平成21年度が101件で1,202万3,324円、平成22年度は102件で1,259万1,680円、平成23年度は92件で1,134万8,753円と、若干ではありますが、減少しております。しかしながら、

福祉用具及び住宅改修につきましては、総体的に利用度が年々増加しておりますので、今後ともこの制度が適正に運営されるよう努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 22番。

○22番（鎌田ちよ子） 次に、介護保険制度訪問入浴介護サービスについてお伺いをいたします。

介護保険の居宅サービスに当たり、介護給付と予防給付で受けることができるサービスです。専用の入浴車にて3人体制で利用者の自宅まで伺い、専用の浴槽を自宅内に運び入れ入浴を行う訪問入浴介護の現状についてお伺いいたします。

体を清潔に保つということは、介護を必要としている人にとりましてはとても大切なことでもあります。さまざまな病気、床ずれや皮膚病などの予防と発見につながります。また、温かい浴槽につかることにより血行がよくなり、新陳代謝も活発になるので、体内老廃物の解消等の効果も期待されます。皆さんも、お風呂に入ると落ちついた気分になるように、リラックスした気持ちになることができます。自由に体を動かせないということは、大きなストレスの要因でありまして、お湯の浮力で動かしやすい体になり、ストレス解消と、あわせてリハビリテーションへの意欲もかき立てられる効果もあります。

また、子供さんから大人の方まで在宅で過ごされております重度障害者の訪問入浴につきましても、難病の方は病状が進行すると外出が困難になり、自宅ベッドで過ごす時間が多く、特にことしの夏のようにとても暑い年はご苦労されたのではないのでしょうか。訪問入浴のサービスにつきまして、利用状況と今後の課題をお伺いいたします。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 訪問入浴介護についてのお尋ねですが、訪問入浴介護とは、自宅で入浴が困難な方を対象に、組み立て式の浴槽

を持参し入浴の介護を行うサービスで、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図ることを目的としております。利用料及び実施体制については、要支援の方であれば看護職員1名以上、介護職員1名以上の2人体制で1回につき854円、要介護1からは1回につき1,250円で、看護職員1名以上、介護職員2名以上、合わせて3名以上で行う手厚いサービスとなっております。

次に、過去3年間の利用状況ですが、平成21年度は1,511件で8,078万2,272円、平成22年度は1,354件で7,491万8,034円、平成23年度は1,510件で8,347万563円で、件数は横ばい状態ですが、給付費は増加しております。

今後の対策につきましては、今後とも継続したサービスを実施したいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 22番。

○22番（鎌田ちよ子） 次に、要望ですが、ケアマネジャーさんからの声であります。利用者1割負担ということで、訪問入浴につきましては、先ほど部長も答弁になりました1回1,250円掛ける回数となります。在宅で利用されている介護保険料の中では一番高いわけで、その分手厚い介護と看護をされるということもよくわかるのですが、この利用料がネックとなり、個人利用料負担が難しいとのことで、訪問の入浴回数を少ないプランにしてほしいという声もあることも事実であります。負担料で相談を受けることが多いと伺いました。低所得者の利用者負担軽減措置などをとっている自治体もございます。市独自の補助制度の創設など、在宅介護に関しましては、手厚い対応を今後お願いしたいところで要望といたします。

ここで市長にお伺いいたします。市長におかれましては、お母様を在宅で看護、介護、最後までみとられたと伺っております。お母様は大変幸せな方だったと思います。在宅介護について、市長

の思いを伺いたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 何年前だったのでしょうか、3年前だったのでしょうか、あちらに逝きましたけれども、私にとりまして、やはり同居はしていませんけれども、さまざまなサービスが、本当に行き届いたサービスをこの制度の中で利用できるのだなということを感じて在宅介護、私個人はしていませんけれども、ほとんどうちの家内とうちの姉がというふうなことで、介護にさまざま協力をしたわけでございますけれども、本当にすごくさまざまな形の中で制度がしっかりしているのだなというふうな感想を持ちましたし、今も持っているわけでございます。

そういう意味で、まずサービスの内容をもっともっと広くPRしていかなければいけないし、負担の部分については、やはりこれは公平性というふうなものがあると思うのです。そういうふうなところで、その部分も考えていかなければいけませんし、また所得の低い方々、こういうふうなものに対しての、やっぱりそういうふうな制度もあるわけでございますので、そういうふうなまずサービスの種類、そして所得に対しての減免できるような、そういうふうなところを大いにPRをしていく必要があると、こういうふうに思います。

介護保険スタートの段階で、走りながら考えていくというふうなことをよく言われましたけれども、非常にそういうふうな意味では在宅もサービスが進んできたというふうな思いをいたしました。大いに私もその部分で利用させていただきまして、また先ほど鎌田議員お話し介護用具の部分も、浴槽だとか、それからベッドだとか、そういうふうな部分も非常に行き届いている制度になってきたと、こういうふうな認識しております。そういうふうな部分を行政としては大いにPRをして、在宅の部分で安心して在宅介護を受けられ

るような行政のシステムづくり、これに邁進していく必要があると、こういうふうに思います。

○議長（山本留義） 22番。

○22番（鎌田ちよ子） 福祉職の充実に関しましては、やはり窓口の対応がたらい回しとよく言われますが、そのようなことがないように、プロがきちんとその方々に合った対応をしていくように、専門職の配置のほうを進めていただきたくよろしくお願いをいたします。

質問の2について再質問させていただきます。

LED照明についてでございますが、先ほどこの本庁舎の10年間の見通しというか、料金等のお話を受けました。既存の防犯灯との比較ということで、実は松戸市の冊子でありましたけれども、40ワットの水銀灯と、その代替候補であるLED32ワットを比べますと、水銀灯の電球寿命は1.5年、LEDは10年、月の電気料は297円に対し、LEDは158円、灯具代は水銀灯2万3,400円、LED灯は3万3,800円で、設置工事代はどちらも一緒です、1万4,200円。これらをもとに灯具の予想寿命である10年間で比較計算した場合、水銀灯の設置及び管理の合計は1本当たり11万8,850円、LEDは32ワットで6万6,350円となり、その差は5万2,500円にもなります。

また、さらに10年間のCO₂の排出量は、水銀灯1灯811キログラム、LED灯はわずか258キログラムです。LEDは環境にもよく、10年のコストで見ますと、約4割弱です。予算をふやし、早期のLED化転換をと考え要望をいたします。当然投資額は増大になるということは、財源確保の壁が立ちだかることも承知をしていますが、実は国サイドでESCO事業ということを進めています。ESCO事業では、初期投資のかからない防犯灯のLED化を導入した自治体について去年は群馬県太田市、新潟県妙高市、本年は秋田県大仙市、栃木県矢板市等でこのESCO事業が導入

されています。ESCO事業とは、顧客の省エネルギー化に対する包括的サービスの仕組みということで、民間の資金活用型契約が成立すれば、初期投資にかかる費用は、その事業者が負担いたしますので、顧客である自治体は一切の負担がございません。そして、多くの自治体ではこのESCO事業が防犯灯に限らず多くの建物とかもろもろに採用されています。国もこのESCO事業活用を奨励しています。経済産業省を中心に、その関係団体もいろいろな補助金の制度をつくられています。事務方の皆様には、今後の検討も含めまして、よろしくお願いたします。

この夏でありましたが、実は田名部の新町大畑線ガード下付近の、現在は使われていないところではありますが、今はまた新たな新興住宅街になっているところに、以前に、大分昔に使用していた街路灯がそのまま放置した状態で、もちろん点灯しておりました。それを新しくできたところの電柱に移設していただいたことがあります。また、このむつ市内、本当に広い地域であります。使っていない街路灯、限界集落というところも多々あるのではないかとと思われるところでもあります。このようなことで、各町内会長さんのお集まりに市長も出られていますので、市政だより等で呼びかけるとか、使っていないところは、もう撤去していただいて、新しいところにはまちを明るくするという意味で街路灯の総点検につきましても要望したいと思います。よろしくお願いをいたします。

質問の3、生涯学習について再質問をさせていただきます。先ほど教育長より丁寧なご答弁をいただきました。まちづくりの基本は自らの手でという自治精神に裏打ちされたものでなければならぬと思っております。情報化、また高齢化、少子化、財政逼迫という厳しい現状であります。そして、危機管理も問題。そのような中で、自己責任と自助努力、そこには一定の学習がなければ効

果を上げることはできないと私は考えています。市長は、「まちづくりの主役は市民の皆さん」、「市民協働・参画の社会づくり」、そして「希望のまち・むつ市」に取り組んでこられました。現在も全力で取り組んでおられます。まちづくりにこの生涯学習の推進が果たす役割につきまして、再度伺います。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） ただいまの再質問にお答えいたします。

まちづくりにおける生涯学習の役割についてでございますが、生涯学習は自己の向上や充実した生活を送れるよう、誰でもが自分に合った学習内容と学習機会を選んで自発的に行う学習でございます。これまでの生涯学習は、地域住民が生涯にわたって生きがいのある充実した生活を送るための学ぶ環境づくりや講座等の充実を図ってまいりましたが、生涯学習の目的は豊かで住みよい地域社会をつくることであります。言いかえれば、それはまちづくりにあります。生涯学習を進めることは、環境、産業、健康、福祉、文化、スポーツなど地域生活のさまざまな分野で積極的なまちづくりを進めることのできる人材を育成するという重要な役割を担っております。このようなことから、今後は生涯学習活動で得た成果がまちづくりやさまざまな団体活動等に生かすことのできる人材の育成を図るとともに、指導者や育成者、または協力者として地域活動等へ行動するような啓発も取り込んで生涯学習事業の展開に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 22番。

○22番（鎌田ちよ子） 生涯学習について、市長に伺います。

広く市民参画により、地域のニーズに沿った目的のもと推進することが協働のまちづくりにつな

がっていくと私は考えております。生涯学習と市長の目指すむつ市まちづくりにつきまして、お伺いをいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） すごく大きなテーマのお尋ねでございます。生涯学習とまちづくり、この部分を協働社会というふうなことで取り組みをどういうふうにするかということでございますけれども、先ほど教育長答弁のように、人材の育成というふうなこともありますけれども、さまざまな形の中で参加をしていただく、本日も中央公民館の形の中で傍聴席に皆さんがお越しになっているわけですが、こういうふうな形で行政、そして議会、そういうふうなことに関心を持っていただく、どういうふうなシステムでなされているのか、これもまた一つの大きな協働の意味になってくると思います。つまり市民参加から一緒に考えていこうと。先般も協働とは何ぞやというふうなご質問がございましたけれども、さまざまな形の中で、参加だけではなくて、もっと入り込んでみんなで考えていこうというふうな意識が非常に出てきているのではないかと、市民全体の中に。そういうことで、生涯学習課でさまざまな企画しておりますそういうふうな行事等に参加者が非常にふえてきているというふうなこと、これはまさしく協働の意識が出てくる第一歩になっているのではないかなと。これをどんどん、どんどん進めていくことによって、その協働の意識が醸成され、そうしたら今度はもっとみんなでやっぴいこうではないかと、そういうふうな形になってくるものと期待を申し上げておるところでございますので、ぜひ生涯学習についても、議員各位、また鎌田議員が既にさまざまな形でご参画でございますけれども、大いにその生涯学習に興味を持っていただき、市民の皆さん方も大いに参加をしていただくというふうなまちづくり、これを目指してい

きたい、このように思っているところでございます。

○議長（山本留義） 22番。

○22番（鎌田ちよ子） ただいま市長から答弁を伺いました。私も生涯学習、これにつきましては、予算をきちんととっていただいて、皆さんが参加されるいろいろな講座をつくっていただきたい、そのように強く思っているところです。

これからも開かれた市役所であっていただいて、また私たち市民一人一人がこのまちづくりに参加できるような、その基礎になる生涯学習の推進をしていただきたいと念じております。ありがとうございました。

○議長（山本留義） これで、鎌田ちよ子議員の質問を終わります。

午後2時5分まで暫時休憩いたします。

午後 1時54分 休憩

午後 2時05分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎工藤孝夫議員

○議長（山本留義） 次は、工藤孝夫議員の登壇を求めます。3番工藤孝夫議員。

（3番 工藤孝夫議員登壇）

○3番（工藤孝夫） 日本共産党の工藤孝夫です。むつ市議会第214回定例会に当たり、通告に基づき一般質問をいたします。

まず最初に、原子力災害対策に関連しての質問であります。原子力規制委員会は、全国の原発が東京電力福島第一原子力発電所事故に匹敵する規模の事故を起こした場合の放射性物質の拡散予測を公表いたしました。原子力規制委員会は、避難が必要とされる区域を原発から30キロとしまし

た。報道によりますと、東通原子力発電所の場合、30キロ圏にあるのは5市町村で、東通村、むつ市、横浜町、六ヶ所村、野辺地町とされ、対象人口は従来の8倍、約7万3,000人とされています。うちむつ市の避難住民は全人口の8割に及ぶ5万3,000人としています。

福島第一原子力発電所事故発生から1年7カ月以上たっても、収束どころか一層深刻な事態が続いている福島第一原子力発電所事故が証明しているように、原発事故は一旦発生すれば時間的にも長く、地域的にも広く、社会そのものを崩壊させるような深刻な被害をもたらします。

放射性物質の拡散は、地形や風向き、天候によって左右されます。事実昨年はない放射能セシウムが福島第一原子力発電所から200キロ以上も離れた本県の階上町、十和田市、青森市の野生キノコから法定基準を超えた放射性セシウムが検出されました。漁業では、八戸沖のマダラからも基準を超える放射性物質が検出され、いずれも販売、出荷が制限となったことはご承知のとおりであります。

世界有数の地震国で津波の被害も多い日本列島に多くの原発を建設しつつ、重大事故は絶対起きないと安全神話を振りまいてきた歴代政府と電力業界など、原子力村の責任は重大であることを改めて強調しないわけにはまいりません。避難区域の見直しだけでなく、原発周辺の活断層についても見直しが迫られています。

私たちは、ただちに原発からの撤退を決断してこそ国民の安全が守られ、省エネや代替エネルギーの開発も加速できるとの立場に立つものであります。同時に、原発施設を抱えている以上、住民の安全を守るため、避難計画など具体化することはこれまた至極当然であります。

私は、こうした見地から、以下伺います。

原子力防災対策の指針は、来年3月までに地域

防災計画の策定をすることとしております。そこで、むつ市の避難住民は全人口の8割、5万人に当たるとされておりますが、避難計画のあらましと具体化、そして計画の進捗状況について答弁を求めます。

次に、公の施設にかかわる各地域にある公民館の維持、管理についてお尋ねいたします。これまで市教育委員会における地区公民館の館長会議の中で、現存する各地域の公民館の破損及び修理の必要なところについては修復や改善をする、しかしその後における公民館の維持、修理については、その地域で行うようにしていきたいとの話が出されたということから、地域では混迷と怒りが交錯しています。これらが事実だとするならば、公の施設の維持管理から行政が撤退するということを意味し、管理、維持、運営を定めた市公民館条例、とりわけ社会教育法に抵触しかねない問題だと考えます。

歴代政府による地方政治切り捨て政策のもと、一層の過疎化が進む中で、地域独自で維持できるという事案ではありません。地域公民館の維持、管理に関する今後の構想と真意のほどを伺うものであります。

最後に、防災無線の活用についてであります。ご承知のようにJR大湊線は、強風、風雪、積雪の都度の運休で鉄道が利用できなくなるなど、利用住民に重大な影響を及ぼしております。脇野沢―青森間を海上運航しているシラインも、強風等による欠航が多いものの、欠航時には事前に無線放送で市民に周知を図り感謝されております。これらのことから、JR大湊線においてもシライン同様、運休時にあっては無線放送で市民に周知できないものかとの声を聞く昨今です。鉄道を利用する市民や観光客も含め、利便に供すべきだと考えるものであります。

以上、市長及び理事者の誠意ある答弁を求めて

壇上からの質問といたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 工藤孝夫議員のご質問にお答えいたします。

まずご質問の1点目の原子力災害対策についてであります。去る10月24日に原子力規制委員会から各原子力発電所からの放射性物質の拡散シミュレーションが公表されたところでありますが、原子力発電所ごとの放射性物質の拡散による具体的な影響などが明確でないことから、この拡散予測結果を地域防災計画に反映させることは難しいものと認識しております。

また、去る10月31日に示された原子力災害対策指針における大きな改正点としては、原子力災害対策重点区域が、それまでの原子力発電所から半径8ないし10キロメートルから半径30キロメートルに拡大されたことであります。これにより東北電力東通原子力発電所において、福島第一原子力発電所と同じような事故が仮に発生した場合、当市では最大で約5万3,000人を避難させなければならないこととなります。このための対策として、他の自治体に避難する広域避難を検討しているところであり、当市の場合、具体的には青森市に避難することになりますが、現在県と受け入れ先である青森市との間で避難所の選定の協議、調整を行っているところであります。この調整が整い次第、可能な限り現状の地域コミュニティを維持できるように地区ごとに避難所を割り当て、地域防災計画に反映させていきたいと考えております。

また、避難の方法としては、まずバスなどによる陸路での避難を考えており、陸路が遮断された場合は、海上自衛隊や民間の船舶による海路避難や、ヘリコプターなどによる空路での避難も含め検討しているところであります。

地域防災計画の改定作業の進捗状況につきましては、国から示されたマニュアルに基づき修正作業に取りかかっておりますが、原子力災害対策指針が公表されました10月31日の時点では、原子力発電所以外の原子力施設のオフサイトセンターに係るあり方や、安定ヨウ素剤の服用基準などの緊急被曝医療及び緊急時モニタリングのあり方などは今後の検討課題として先送りされておりましたが、これらにつきましては、その後部分的ではありますが、検討が進められているものもあり、取りまとめがなされ次第計画に反映できるものと考えております。

なお、今後改定作業が進められている県の地域防災計画との整合性を図りながら、同時並行的に作業を進めることとなりますが、国から求められている期限であります来年3月までに改定作業が終了するよう鋭意努力してまいりたいと考えております。

2点目の公的施設につきましては、教育委員会より答弁いたします。

次に、防災無線の活用についてのご質問にお答えいたします。防災行政用無線放送は、市からの緊急情報や町内会単位での情報連絡等に使用され、市民生活に密接に結びついております。本来防災行政用無線設備は、緊急時あるいは災害時において避難勧告や避難指示の発令及び解除、避難所に関する情報、ライフラインに関する情報等を市民に提供することにより、市民の生命、財産及び生活等を保護することを第一義とし設置されているものでありますが、災害時以外においても、行方不明者や迷子に関する情報、熊の目撃情報等、市民の生命等に直接かかわる重要な情報を提供しているところであります。

緊急時以外の対応については、市の業務の範疇から外れるものと認識しておりますし、また朝5時台から夜10時ごろまで、1日上下18便が運行さ

れている大湊線の運行規制については、沿線にある風速計のデータをもとに一括してJR東日本盛岡支社が担っていること等から、議員お話しのような周知については無理であると考えております。

なお、JR大湊駅では、運行状況を毎日エフエムアジュールに提供しており、それを受けてエフエムアジュールでは朝8時15分から8時20分の間で放送しておりますし、それ以降の時間帯における運行状況の変更につきましては、その都度放送しているところでありますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 工藤孝夫議員の各地域、公民館の将来構想についてのご質問にお答えいたします。

市内の公民館施設の状況は、4地区の中央館を拠点とし、公民館活動が幅広く地域全体に展開できるように、地区公民館を川内地区に14館、大畑地区に7館を設置しております。脇野沢地区3館は、施設の老朽化が著しいため、平成23年度末で廃館となっております。

川内、大畑地区公民館の維持管理につきましては、現在地域のコミュニケーションの重要な場として地域の方々にご活用していただいておりますことから、建物の管理運営は各地区にお願いし、維持管理に要する経費は市で負担しております。

また、各地区公民館の主たる利用目的が冠婚葬祭等となっており、地区公民館としての位置づけの見直し、利用実態に即した地域のコミュニケーション施設として活用する方向で検討をしております。

このことを踏まえて、川内地区公民館においては、位置づけの見直しも含め、地区公民館館長会議においてお聞きしたところ、譲渡されても維持

管理は困難とのことでありました。このような地域の実情に鑑み、教育委員会としては、地域の方々の負担を考慮したうえでの維持管理のあり方を含めて、将来構想を十分検討してまいりたいと存じます。

しかし、現状において施設はいずれも昭和50年代の建物が多いため、老朽化が著しく、豪雪や台風被害による屋根の修理等緊急性を要するものや、床の損傷等利用に不便を生じるもの等から、計画を立てて順次対応しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） まず、各地域公民館の維持管理における件でありますけれども、教育長答弁では、今後においても地域の実情を踏まえた対応をするというふうな答弁ですので、確認しておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、確認させていただきます。

次に、原子力災害についてお尋ねいたします。まず、冒頭の部分で難しいという意味の答弁だったと思うのですが、これを最初に確認しておきたいと思いますが、それでいいですか。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 放射性物質の拡散予測につきましては、各原子力発電所の昨年1年間の気象データをもとに、メルトダウンなどの過酷事故が発生した場合を想定して、IAEAにおいて避難が必要とされる線量基準に定めるところの事故発生後7日間で外部及び内部の実効線量が100ミリシーベルトになる地点を割り出したものでございますけれども、今回の拡散予測につきましては、地形情報等が含まれていないというようなことや、放出地点におけるある一方向に継続的に拡散すると仮定していること、さらには放射性物質の放出シナリオ及び気象条件の違いなど予測には限界があり、あくまでも目安として参考にす

べきデータであるというようなことを原子力規制委員会のほうでもお話ししているところでございます。

このようなことから、放射性物質の拡散につきましては、この拡散予測のほかにも事故発生時の気象条件の違いによりまして、さまざまなケースが考えられますことや、国道279号の交通規制などへの具体的な影響が明確でないために、地域防災計画における住民避難の判断や避難手段の決定などの基準として反映させることは極めて難しいものと考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） 情報提供だとかデータ不足、さまざまなものがあって、なかなか具体化できない部分もたくさんあるというのが現状だと思えます。しかしながら、そういったものがいろいろ予測される中で、計画は立てなければならぬということになっていきますと、期間中に計画は、全体の計画としては欠ける部分も出てくるというおそれがあると私は懸念するものでありますけれども、その点はどうなのでしょう。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 先ほど市長のほうからもお話がありましたように、国のほうからはつきりとした基準等が示されていない部分もございまして、完璧な防災計画という部分につきましては限界があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） この放射性物質の拡散が予想される区域の中で計画を立てるということは極めて重要なことだし、必要なことではありますが、避難計画を立てるだけで、いわゆる全国では480万人が避難しなければならないという報道がされているわけです。その中であっても、むつ市

は先ほど言いましたように5万3,000人と、こういうわけで、この3面を海に囲まれている中で、子供さん、お年寄り、優先しなければならないそういう階層の方々もたくさんいるわけです。病院に入院している患者、施設に入院している方々、そういう方々もいるわけですから、計画そのものが果たして実行可能な計画なのかどうかということがやっぱり一番キーポイントになってくるのではないかというふうに思うのですが、どうですか、市長。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 計画を立てて、それが実行性あるものなのかというふうなことのお尋ねでございますけれども、まずできるだけ当然事故、これは未然に防いでもらうような形、これをとって、絵に描いたような形の計画であってほしいなど、こういうふうに思います。計画、その事故が起きないというふうなことで、起こしてはいけないというふうなこと、これをとにかく事業所側にはお願いをしていかなければいけない。

一般の、今年の3.11のその四、五日後からの福島第一原子力発電所のあの事故、電気を一番つくり出しているところに電気がなかったというふうなこと。私は、初歩的なミスがあったのではないかと、このように思います。電源をつなぐコンセントのこのタイプが違ふとか、これがよく報道されておりますけれども、今電源を確保していると、安全対策がそういうふうな形で進んでおりますので、ただちに例えばメルトダウンして福島第一原子力発電所みたいな形になるものではないのではないかと、こういうふうに対策をとっていると説明を聞いております。仮にそういうふうな状況になったらどうするのかということでもありますけれども、今工藤議員ご指摘のように、病院、そしてまた施設等々にお入りの、そしてまた高齢の方々、この弱者に対する搬送の仕方、こういうふうなもの

のも当然今改定作業が進められている防災計画、この中に取り入れられていくものであらうと思います。やはりその部分では、まず事故がないというふうなことをしっかりと我々も厳しい目でチェックをしていかなければいけませんし、あったらどうするのか。あったときには、今お話しのように、ご指摘のような形の方々の搬送、避難、そういうふうなあり方も十分それはその改定作業の中に取り入れられていくべきものであると、このように認識をしておるところでございます。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） 青森市あるいは県との間でいろいろ計画的に詰めている問題もたくさんあるとは思いますが、例えば食料、こういうものはどういうふうな方向性で進んでいるのでしょうか。この点聞いておきたいと思います。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） ただいま食料の部分でのご質問でございましたけれども、その部分については、まだ具体なところまで入っていないというようなことで検討中でございます。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） 3月いっぱい計画ですよ。急いでこれから詰めていったとしても、非常に無理な計画ではないかなと。私素人なのですが、そう思うのです。そうするというと、計画はでき上がったけれども、全体として安心できるというようなものになるかどうかは疑わしいということになると思うのです。それでも3月いばいに完成しなければならぬ、あるいは3月いばいに完成しなければ延期してもいいのだよという、そういう幅のあるものなのでしょうか。その点をお知らせ願いたいと思います。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 改定作業につきまして、現在のところ国からは3月までに改定作業が

終わるよというよなことで、一応期限を決められているというよなことでございます。ですから、その部分、延びるか延びないかということについては、現段階ではちょっと私たちは把握していません。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） 答弁聞いておりますと、全体の流れの中では難しいというのがはっきりしたと私は思います。

それで、いろいろ市長も安全第一だと言いますけれども、安全でないのこの結果になっているわけですから、計画ができ上がったから、もう安全だよということにはならないと思いますので、新たな安全神話に決して陥ってはならないというふうに私は強調いたしたいと思います。

先ほども言いましたけれども、3面を海に囲まれたこのむつ市、半島ですから、5万3,000人の市民が、重大事故があった場合、安全に避難できるということは、誰が考えても、これは困難だというふうに断じていいのではないかというふうに私は思います。そうであれば、おのずと市行政として今後とるべき態度というのは明確になっていくのではないかというふうに思います。

そういうことを強調して、この問題についての私の質問をこれで終わりたいというふうに思います。

○議長（山本留義） これで、工藤孝夫議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明12月11日は佐々木隆徳議員、菊池光弘議員、東健而議員、目時睦男議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時33分 散会